

4 消安第 1075 号
令和 4 年 5 月 31 日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」及び「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改正について

今般、次の各号に掲げる通知について、それぞれ当該各号に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正したことについて、別添のとおり都道府県知事に通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対し周知いただきますよう御協力をお願いします。

- 一 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知） 別紙 1
- 二 食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和 2 年 8 月 31 日付け 2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知） 別紙 2

